

大阪市ヘイトスピーチ審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（平成28年大阪市条例第1号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、大阪市ヘイトスピーチ審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の定めた順序によりその職務を代理する。

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審査会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員の除斥、忌避等)

第5条 委員は、調査審議の対象となっている表現活動について、次の各号の

いずれかに該当するときは、審査会の議事に加わることができない。

(1) 当該表現活動を行った者であるとき（当該表現活動への参画（当該表現活動の推進又は促進に関わる意思をもって行う当該表現活動に係る企画又は計画への参加その他の当該表現活動への参画をいう。以下同じ。）を行った者であるときを含む。）

(2) 当該表現活動を行い又は当該表現活動への参画を行った団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）であるとき

(3) 当該表現活動に係る申出人であるとき

(4) 前3号に規定する者（以下「事案当事者」という。）の父母、祖父母、配偶者、子、孫又は兄弟姉妹であるとき

(5) 事案当事者の代理人、補佐人その他の事案当事者を支援する地位にある者であるとき

(6) 事案当事者を支援する団体の役員であるとき

2 委員が前項各号に該当するかどうかは、審査会において決定することとし、審査会は、委員が同項各号のいずれかに該当する可能性があるとして認められるときは、直ちにこれを審査しなければならない。この場合においては、同項各号のいずれかに該当する可能性があるとして認められる委員は、自己に係る審査に加わることができない。

3 関係人は、審査会の議事に加わる委員が第1項各号のいずれかに該当する

と認めるとき又は審査会の議事に加わる委員に審査会の調査審議の公正を妨げるような事情があると認めるときは、審査会に対して、当該委員を忌避することを申し立てることができる。

4 審査会は、前項の規定による申立てがあったときは、直ちにこれを審査しなければならない。この場合においては、同項の規定により忌避を申し立てられた委員は、自己に係る審査に加わることができない。

5 審査会は、第3項の規定による申立てがあった場合において、前項の審査の結果、申立てに理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により当該申立てをした関係人に通知し、申立てに理由があると認めるときは、当該申立てに係る表現活動を対象とする調査審議について、当該委員を審査会の議事に加えないものとする。

6 第1項又は前項に定める場合のほか、委員は、自ら審査会の調査審議の公正を妨げる事情があると認めるときその他適当と認めるときは、会長の承諾を得て審査会の議事に加わらないことができる。

7 審査会は、第1項又は前2項の規定により委員が審査会の議事に加わらなかったときは、条例第6条第1項から第4項までの規定による意見を述べる際に、併せて当該委員の氏名及び議事に加わらなかった理由の要旨を市長に報告しなければならない。

(委員の解嘱)

第6条 市長は、条例第8条第7項に定める場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき
- (2) 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるとき
- (3) ヘイトスピーチを行ったとき（ヘイトスピーチへの参画（ヘイトスピーチの推進又は促進に関わる意思をもって行うヘイトスピーチに係る企画又は計画への参加その他のヘイトスピーチへの参画をいう。以下同じ。）を行ったときを含む。）
- (4) ヘイトスピーチを行い又はヘイトスピーチへの参画を行った団体の役員の職に就いたとき
- (5) 当該委員の父母、祖父母、配偶者、子、孫又は兄弟姉妹が、前2号に規定する行為を行ったとき
- (6) ヘイトスピーチを行い又はヘイトスピーチへの参画を行ったものの代理人、補佐人その他のそのものを支援する地位に就いたとき
- (7) ヘイトスピーチを行い又はヘイトスピーチへの参画を行ったものを支援する団体の役員の職に就いたとき
- (8) 前条第1項、第5項又は第6項の規定により審査会の議事に加わらなかった場合において、審査会の調査審議の公正を確保するため必要があると認めるとき
- (9) 前各号に掲げるもののほか、条例第1条の目的に照らして委員として必要な適格性を欠くと認めるとき
(会議の招集及び議事)

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第5条第1項、第2項又は第4項から第6項までの規定により定足数に達しなくなったときは、この限りでない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、前項ただし書の場合においては、出席した委員の過半数で決する。

(関係者の出席)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(調査の方式)

第9条 審査会は、条例第9条第1項の規定による調査をする場合であつて、申出人又は適当と認める者に協力を求めるときは、第1号様式による調査書をこれらの者に送付するものとする。

(書面により意見を述べる機会の付与の方式)

第10条 審査会は、条例第9条第2項本文の規定により、関係人に、意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与える場合には、当該意見を記載した書面（以下「意見書」という。）及び証拠の提出期限までに相当な期間において、当該関係人に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 申出のあった事案の内容及び市長からの諮問の内容

(2) 前号の諮問の内容に条例第6条第3項本文の公表の内容を含む場合には、

公表の理由

(3) 意見書及び証拠の提出先及び提出期限

(4) 案件番号（1の案件ごとに市長が付す番号をいう。以下同じ。）

2 前項の規定による通知は、第2号様式による機会付与通知書により行うものとする。

3 意見書を提出しようとする関係人は、意見書に、事案の内容についての意見のほか、その氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに案件番号を記載しなければならない。

（口頭意見陳述の機会の付与の申立て）

第11条 条例第9条第3項本文の申立てをしようとする関係人は、第3号様式による口頭で意見を述べる機会の付与の申立書を審査会に提出しなければならない。

（口頭意見陳述の機会の付与の方式）

第12条 審査会は、関係人に、条例第9条第3項本文の規定による口頭で意見を述べる機会（以下「口頭意見陳述の機会」という。）を与える場合には、その日時までに相当な期間において、当該関係人に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 申出のあった事案の内容及び市長からの諮問の内容

(2) 前号の諮問の内容に条例第6条第3項本文の公表の内容を含む場合には、

公表の理由

(3) 出頭すべき日時及び場所

(4) 案件番号

2 前項の規定による通知は、第4号様式による口頭で意見を述べる機会の付与通知書により行うものとする。

(補佐人の出頭許可等)

第13条 条例第9条第4項の規定により補佐人の出頭の許可を受けようとする

第10条第1項又は前条第1項の規定による通知を受けた関係人（以下「意見提出等当事者」という。）は、当該補佐人を出頭させようとする口頭意見陳述の機会の期日の前日までに、第5号様式による補佐人の出頭許可申請書を審査会に提出しなければならない。ただし、当該補佐人が許可を受けて出頭した期日以後に審査会がさらに新たな口頭意見陳述の機会の期日（以下「新期日」という。）を定めた場合において、新期日に当該補佐人を出頭させるための許可（既に許可を受けた事項と同一の事項について補佐させるための許可に限る。）を受けようとするときは、新期日までに口頭で求めれば足りる。

2 審査会は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかにその旨を当該許可を申請した意見提出等当事者に通知しなければならない。

3 口頭意見陳述の機会の期日における補佐人の陳述は、意見提出等当事者が直ちに取り消さないときは、意見提出等当事者が自ら陳述したものとみなす。

(口頭意見陳述の機会の期日等の変更)

第14条 意見提出等当事者がやむを得ない理由により口頭意見陳述の機会の期日

に出頭できないときは、当該期日の前日までに、理由を付して審査会に口

頭意見陳述の機会の期日の変更を申し出なければならない。

- 2 審査会は、前項の規定による申出の理由がやむを得ないものであると認めるときは、口頭意見陳述の機会の期日を変更することができる。
- 3 審査会は、災害その他やむを得ない理由により口頭意見陳述の機会を与えようとする期日又は場所において意見を述べさせることができないときは、当該期日又は場所を変更することができる。
- 4 審査会は、前2項の規定により期日又は場所を変更したときは、速やかにその旨を意見提出等当事者に通知するものとする。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、市民局において処理する。

(施行の細目)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月31日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

調査書

第 号
年 月 日

様

大阪市ヘイトスピーチ審査会 会長

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり、調査を行いますので、ご協力ください。

案件番号	—
<input type="checkbox"/> () の点に関するあなたの意見を提出してください。	
<input type="checkbox"/> () の点に関する関連資料を提出してください。	
<input type="checkbox"/> () の点に関し、知っている事実を教えてください。	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
提出先	電話 ()
提出期限	年 月 日 ()

文書の提出による方法以外の対応を希望される場合は「提出先」に記載している部署までお問い合わせください。

第2号様式（第10条関係）

機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

大阪市ヘイトスピーチ審査会 会長

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第9条第2項本文の規定により、次のとおり、意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えますので通知します。

案件番号	—
申出のあった事案の内容	
市長からの諮問の内容 (諮問の内容に公表の内容を含む場合には、公表の理由を含む。)	
意見書及び有利な証拠の提出先	電話 ()
意見書及び有利な証拠の提出期限(必着)	年 月 日 ()

(下の□にレ印のある場合は、下記記載が有効です。レ印のない場合は、下記記載は有効ではなく、口頭で意見を述べる機会の付与は行われません。)

- 本通知書により付与する機会のほか、口頭で意見を述べる機会の付与を希望される場合は「意見書及び有利な証拠の提出先」に記載している部署あて、「口頭で意見を述べる機会の付与の申立書」を、「意見書及び有利な証拠の提出期限」記載の日までに提出してください。(なお、口頭で意見を述べる機会が付与された場合でも、意見書及び有利な証拠の提出期限は上記のとおりで変わりませんので、ご注意ください。)

第3号様式（第11条関係）

口頭で意見を述べる機会の付与の申立書

年 月 日

大阪市ヘイトスピーチ審査会 会長

申立者 住所又は居所 〒

〔法人その他の団体にあつては、
事務所の所在地〕

氏名及び連絡先

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名並び
に担当者の氏名及び連絡先〕

電話番号

メールアドレス

先般、意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を付与された、案件番号
－ の件につきまして、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第
9条第3項本文の規定により、口頭で意見を述べる機会を付与されるよう申し立てま
す。

第4号様式（第12条関係）

口頭で意見を述べる機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

大阪市ヘイトスピーチ審査会 会長

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第9条第3項本文の規定により、次のとおり、口頭で意見を述べる機会を与えますので通知します。

案件番号	—
申出のあった事案の内容	
市長からの諮問の内容 （諮問の内容に公表の内容を含む場合には、公表の理由を含む。）	
出頭すべき日時	年 月 日（ ） 時 分
出頭すべき場所	電話（ ）

注1 補佐人とともに出頭することを希望されるときは、出頭すべき日の前日までに、「補佐人の出頭許可申請書」を提出してください（既に許可を受けた補佐人に、同一案件でのその後の期日について、同一事項を補佐させる場合は、当該期日までに、出頭すべき場所記載の部署あて、口頭で許可を求めることができます。）。

2 出頭の際には、この通知書を持参してください。

第5号様式（第13条関係）

補佐人の出頭許可申請書

年 月 日

大阪市ヘイトスピーチ審査会 会長

申請者 住所又は居所 〒

〔 法人その他の団体にあつては、
事務所の所在地 〕

氏名及び連絡先

〔 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名並
びに担当者の氏名及び連絡先 〕

電話番号

メールアドレス

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第9条第4項の規定により、補佐人の出頭の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

案件番号	—
出頭すべき日時	年 月 日 () 時 分
出頭すべき場所	
補佐人の住所	
補佐人の氏名	
申請者との関係	
補佐する事項	